

税務 | 輸出加工企業（EPE）に対する監督、検査

2021年5月

■ 法令

輸出入法の詳細を修正する政令 DECREE 18/2021/ND-CPが、2021年4月25日より適用されています。第1条第10項にて、EPEに求められる対応が追記されていますが、既存のEPEも対応が必要となり、対応を怠った場合、税制の適用が認められなくなるため、注意が必要です。

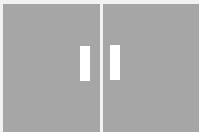
■ 概要

1

税関当局からEPEに要求される要件を満たす

1. フェンス、ゲートやドアの設置
2. 監視カメラの設置（24時間、税関への録画提供、12ヶ月以上保管）
3. 免税商品の管理ソフトウェアの設置

※ 既存のEPEは、2021年4月25日から**1年以内**に要件を満たさなければならない



2

税関当局への通知

✓ 要件を満たしたEPEは、税関当局に所定の様式で通知を行う（同政令の付録VII フォーム25）

3

税関当局による検査

✓ 税関当局は通知受領から10営業日以内に検査を行い、書面で結果を通知する

■ お問い合わせ

✓ ベトナム進出支援 ✓ 月次記帳 ✓ 税務申告 ✓ ライセンス ✓ ビザ ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

- ▶ ハノイ事務所
- ▶ ホーチミン事務所
- ▶ ウェブサイト
- ▶ Email

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：024-3943-2742

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>

vn@nacglobal.net

当社は、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。